

平成18年第6回朝日町議会定例会会議録(第3号)

平成18年12月18日(月曜日)午前10時00分開議

議事日程(第3号)

第1 議案第59号から議案第63号まで及び陳情

(委員長報告、質疑、討論、議案採決)

第2 陳情

(決定)

第3 諮問第3号

(提案理由説明、採決)

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第59号から議案第63号まで及び陳情

(委員長報告、質疑、討論、議案採決)

日程第2 陳情

(決定)

日程第3 諮問第3号

(提案理由説明、採決)

追加日程第1 議員提出議案第9号、議員提出議案第10号、議員提出議案第11号

(提案理由説明、質疑、討論、採決)

追加日程第2 閉会中継続審査の件

出席議員(10人)

1番 水野仁士君

2番 長崎智子君

3番 脇 四計夫君

4番 水島一友君

5番 大森憲平君

6番 梅澤益美君

7番 中 陣 將 夫 君
8番 廣 田 誼 君
9番 稻 村 功 君
10番 吉 江 守 熙 君

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町	長	魚 津 龍 一 君
助	役	永 口 明 弘 君
教 育	長	永 口 義 時 君
総 務 部	長	竹 内 寿 実 君
民 生 部	長	吉 田 進 君
産 業 部	長	朝 倉 茂 君
秘 書 政 策 室	長	山 崎 富 士 夫 君
総 務 課	長	林 和 夫 君
財 務 課	長	大 村 浩 君
住 民 課	長	数 家 善 継 君
健 康 課	長	竹 内 忠 志 君
産 業 課	長	大 井 幸 司 君
建 設 課	長	小 川 雅 幸 君
出 納 室	長	澤 田 雅 文 君
あさひ総合病院		
事 務 部	長	九 里 正 憲 君
消 防 本 部 総 務 課	長	善 万 敏 雄 君
教 育 委 員 会 事 務 局	長	稻 荷 優 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局	長	稻 荷 進
議 事 係	長	竹 谷 俊 範

(午前10時00分)

開会の宣告

議長(吉江守熙君) 皆さんおはようございます。

助役より、公務のために本日の会議を欠席したいとの申し出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

議長(吉江守熙君) 本日の日程は、委員長報告及び委員報告に対する質疑、討論、表決及び陳情の決定並びに諮問第3号 人権擁護委員候補者を推薦するため意見を求める件、議員提出議案第9号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書、議員提出議案第10号 障害者自立支援法の円滑な運用を求める意見書、議員提出議案第11号 全国森林環境税の創設を求める意見書であります。

議案第59号から議案第63号まで及び陳情

委員長報告

議長(吉江守熙君) これより、議案第59号 平成18年度朝日町一般会計補正予算(第4号)から議案第63号 富山県後期高齢者医療広域連合の設置の件までの5議案及び陳情に対する審査の結果について、各常任委員長の報告を求めます。

報告の順序は、総務産業委員長、民生教育委員長の順で行います。

総務産業委員長、水野仁士君。

〔総務産業委員長水野仁士君登壇〕

総務産業委員長(水野仁士君) 議長のご指名によりまして、総務産業常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会は12月14日午前10時から開催し、議会から付託されました

* 議案第59号 平成18年度朝日町一般会計補正予算(第4号)

* 議案第61号 平成18年度朝日町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

* 議案第62号 平成18年度朝日町下水道特別会計補正予算(第1号)

以上3議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

1つ、今後とも、朝日町猟友会や各地区有害鳥獣対策協議会及び入善警察署、地域住民と連携を図りながら、有害鳥獣対策について適切な措置を講じられたい。

2つ、「農地・水・環境保全向上対策」の本格的な実施に向け、地区、集落等に対しては、この事業の適切な助言、指導に鋭意努められたい。

次に、陳情の審査結果を申し上げます。

前回から継続審査となっております陳情1件、「トンネルじん肺根絶の抜本的対策を求める陳情書」については、採択にすべきものと決し、今期定例会において議会から付託されました新規の陳情1件、「防災・生活関連を中心とした『公共事業』への転換と公共サービスの民間化に反対する陳情」については、継続審査とすることに決しました。

続きまして、閉会中に2回総務産業委員会を開催しておりますので、その概要について報告いたします。

10月5日開催の委員会では、9月定例議会において継続審査となりました「トンネルじん肺の抜本的対策を求める陳情書」の審査に当たり、陳情者の方々からその実態等について説明を受け、協議を行いました。

また、10月16日開催の委員会では、全国、県内、町内各地に熊の出没が相次ぎ、また当町において人身事故が発生したことなどから、熊対策について、その実態等について説明を受け、協議を行いました。

以上ご報告を申し上げます、総務産業常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、民生教育委員長、水島一友君。

〔民生教育委員長水島一友君登壇〕

民生教育委員長（水島一友君） 議長のご指名によりまして、民生教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会は12月13日、14日の両日、午前10時から開催し、山崎・南保・西部・宮崎・境保育所の現地調査を行い、議会から付託されました

* 議案第59号 平成18年度朝日町一般会計補正予算（第4号）

* 議案第60号 平成18年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

* 議案第 63 号 富山県後期高齢者医療広域連合の設置の件

以上 3 議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

1、今回、5カ所の保育所施設を視察したところ、一部の施設に雨漏り等が確認され、その中でも、特に山崎保育所は損傷が激しく、危険な状態と見受けられるので、早急に対処されたい。

2、あさひ総合病院にあっては、患者サービスのためにも、また医師、看護師の負担を軽減するためにも、医師及び看護師の確保に全力を傾注されたい。

次に、陳情の審査結果を申し上げます。

今期定例会において、議会から付託されました陳情 1 件、「障害者の福祉・医療サービスの利用に対する『定率（応益）負担』等の見直しを求める国への意見書についての陳情書」については、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上ご報告申し上げまして、民生教育常任委員会の審査報告を終わらせていただきます。
議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

質 疑

議長（吉江守熙君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討 論

議長（吉江守熙君） これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

稲村功君。

〔 9 番稲村 功君登壇 〕

9 番（稲村 功君） 私は、日本共産党を代表いたしまして、今議会に提案されております

議案第 63 号 富山県後期高齢者医療広域連合の設置の件について反対するものであります。

ご案内のとおり、この議案は、富山県内の全市町村の後期高齢者医療制度に関する事務を処理するための規約を定め、富山県後期高齢者医療広域連合を設置するというものであります。

さて、第 164 国会で成立いたしました後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を現在加入している国民健康保険や組合健保から切り離し、後期高齢者のみを被保険者とする独立した医療保険制度とするものであります。

この制度の最大の問題点は、後期高齢者の医療給付が増えれば増えるほど後期高齢者の保険料の値上げにつながる仕組みとなっていることとあります。このことが受診抑制につながることにもなり、高齢者の命と健康に重大な影響をもたらすことが懸念されております。

また、すべての後期高齢者の介護保険と同様の年金天引きで保険料を徴収されます。保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証、あるいは資格証明書が発行されることとされております。これは、上程されております本規約の第 4 条、第 5 条に定められております。

このように、広域連合の設置は、国の後期高齢者医療の責任と負担を、広域連合という自治法で定める特別地方公共団体の名において転嫁させるものと断ぜざるを得ないのであります。

また、広域連合は、議会の設置が義務づけられております。上程されております規約第 7 条第 2 項において、広域連合の議員は、関係市町村の長、副市町村長、または議会の議員により組織するとなっております。

また、第 8 条においては、広域連合の議員は、関係市町村の長、副市町村長及び議会の議員のうちから関係市町村の議会において選挙するとなっております。

これらをつまびらかに検証して見ますに、地方自治の趣旨から住民が運営に参加できる仕組みが遠のくおそれがうかがえます。

平成 18 年 1 月 30 日の全国知事会の決議においても、広域連合の設置・運営について、都道府県単位の広域連合の設置及び運営については、地方自治法に定める広域連合の制度趣旨を踏まえ、加入者である市町村の主体性を尊重したものにすることを求めることが述べられておるのであります。

以上、本議案は、その設置内容においても、また議会運営においても、後期高齢者の医療制度を根底から損なうものであり、賛成することはできません。

以上であります。

議長（吉江守熙君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君）ないようなので、これをもって討論を終結いたします。

議案採決

議長（吉江守熙君）これより、上程されております

* 議案第 59 号 平成 18 年度朝日町一般会計補正予算（第 4 号）

* 議案第 60 号 平成 18 年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

* 議案第 61 号 平成 18 年度朝日町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）

* 議案第 62 号 平成 18 年度朝日町下水道特別会計補正予算（第 1 号）

* 議案第 63 号 富山県後期高齢者医療広域連合の設置の件

以上、5 議案を採決いたします。

先ほどの討論において議案第 63 号に反対討論がありましたので、議案を分けて採決いたします。

最初に反対のあった議案について採決いたします。

まず、議案第 63 号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 63 号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉江守熙君）起立多数であります。

よって、議案第 63 号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決のあったもの以外について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 59 号から議案第 62 号までについて、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（吉江守熙君）全員起立であります。

よって、議案第 59 号から議案第 62 号までについては、原案のとおり可決されました。

陳情の決定

議長（吉江守熙君） 次に、陳情を議題といたします。

今期定例会において常任委員会に付託してあります陳情2件及び前回から継続審査になっておりました陳情に対する審査の結果は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。

陳情は、文書表のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情は文書表のとおり決定いたしました。

継続審査となった案件については、その実態を調査するなど、継続して審査を進められるよう、所管の委員会に再付託いたします。

諮問第3号

議長（吉江守熙君） 次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者を推薦するため意見を求める件を議題といたします。

提案理由説明

議長（吉江守熙君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長（魚津龍一君） 諮問第3号は、人権擁護委員の候補者を推薦するため意見を求める件であります。

これは、12月31日をもって任期満了となります近藤徳永委員の後任の人権擁護委員の候補者を推薦するため意見を求める案件であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時19分）

〔休憩中に、町長（魚津龍一君）が諮問第3号について細部説明を行う〕

（午前10時20分）

議長（吉江守熙君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

人権擁護委員候補者を推薦するため意見を求める件について、その候補者の氏名を発表させていただきます。

町長。

〔町長魚津龍一君登壇〕

町長(魚津龍一君) 人権擁護委員の候補者に、住所 朝日町長野 567 番地、氏名 近藤徳永、生年月日 昭和 19 年 2 月 10 日生まれを推薦いたしたく、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長(吉江守熙君) どうもご苦労さまでした。

本案件については、事案の性質上、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(吉江守熙君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第 3 号については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

採 決

議長(吉江守熙君) お諮りいたします。

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者を推薦するため意見を求める件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(吉江守熙君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第 3 号は、これに同意することに決定いたしました。

日程の追加

議長(吉江守熙君) お諮りいたします。

ただいま、水野仁士君ほか 2 名から、議員提出議案第 9 号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書、議員提出議案第 11 号 全国森林環境税の創設を求める意見書、また水島一友君ほか 2 名から、議員提出議案第 10 号 障害者自立支援法の円滑な運用を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） 異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第9号、議員提出議案第10号及び議員提出議案第11号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議員提出議案第9号、議員提出議案第10号、議員提出議案第11号

提案理由説明

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案の提案理由の説明を求めます。

最初に、議員提出議案第9号、議員提出議案第11号について、水野仁士君。

〔1番水野仁士君登壇〕

1番（水野仁士君） 議長の指名を受けまして、議員提出議案第9号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書及び議員提出議案第11号 全国森林環境税の創設を求める意見書の提案理由の説明をいたします。

なお、両提出議案とも、お手元の文書の朗読をもって提案といたします。

提出者は私、水野仁士。賛成者、水島一友議員、長崎智子議員であります。

提案理由。

じん肺については、予防対策及び健康管理の充実等、国においても各種対策が講じられてきましたが、トンネル建設工事業におけるじん肺被害の発生は、未だ社会問題になっている状況にあります。

今般、全国11地裁で審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京地裁及び熊本地裁において、「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示されました。

当議会においても、平成10年10月23日第7回朝日町議会臨時会において「トンネルじん肺り患者の救済とじん肺根絶を求める意見書」を採択し、トンネルじん肺り患者の救済とじん肺根絶を求めてきたところでありますが、意見書提出後8年近くの長期間が経過するも、未だに解決されていない状況にあります。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共事業によって発生した職業病であること等から早急に解決を図るべき重要な問題であります。

よって政府におかれては、東京地裁・熊本地裁判決「趣旨」を真摯に受け止め、これ以上訴訟に及ばず、原告が求める下記に掲げる対策を含め、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要望したく、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定に

より提出いたします。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

続きまして、議員提出議案第 11 号。

提案理由。

近年、森林のもつ、地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心、期待は大きくなってきております。

また、地球温暖化防止にかかる京都議定書目標達成計画では、我が国に課せられたCO₂削減目標 6%のうち、3.8%を森林の吸収により確保することが期待されています。

しかし、現在の林業は、木材価格の低迷や後継者不足など、林業関係者のみでは森林の保育・管理を行っていくことが極めて困難な状況で、必要な手入れをされることなく放置される森林が急増しております。

そのためにも、森林を熟知する行政としての市町村が立ち上がらなければなりません。森林のもつ公益的機能を守っていくべき山村地域の市町村は、過疎化、少子高齢化に悩み、加えて今日の危機的な財政状況から、今後とも継続的にこれらの役割を担うのは困難な状況であります。

将来にわたって国民の貴重な財産としての森林を維持していくためには、山村地域の住民や自治体のみならず、都市部や海辺の地域の住民や自治体も一緒になって「森林・山村を育て、水や空気を守っていく」という国民的な認識と森林を次世代へ引き継いでいくという気運を高めていくことが重要であります。

よって政府におかれましては、森林のもつ公益的機能に対する新税として「全国森林環境税」を創設し、森林を有する山村地域の市町村がその維持、育成のための財源を確保できるようにすることを強く要望したく、別紙意見書を朝日町議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大臣であります。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

次に、議員提出議案第 10 号について、水島一友君。

〔 4 番水島一友君登壇 〕

4 番（水島一友君） 議長の指名によりまして 議員提出議案第 10 号 障害者自立支援法の円滑な運用を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり提出をいたします。

なお、提出者は私、水島であり、賛成者は水野仁士議員、梅澤益美議員であります。

1枚はぐっていただきますと、提案理由がありますので、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

障害者自立支援法に基づく「定率（応益）負担」制度が平成18年4月1日より実施され、原則1割負担としつつも大幅な負担増にならないよう、所得に応じた利用料の月額上限措置が講じられ、また、住民税非課税世帯に対しては利用するサービスによって個別減免・社会福祉法人減免が実施されました。

しかしながら、サービスの利用に応じて利用料を負担する定率負担が導入されたことから、利用者負担については所得に応じた減免制度があるものの、サービス提供の必要な重度の障害者ほど負担増となり、サービスの利用を控える傾向がみられ、とりわけ、通所授産施設などの利用者においては、障害者が受け取る工賃が施設利用料を下回り、就労の意欲をなくして退所を余儀なくされるなど、障害者やその家族に多大な生活不安を与えています。

また、施設においては報酬単価の引き下げに加え、支払い方式が月額支払い方式に変更になったことに伴い、収入が減少している施設が多くみられ、サービスの質の低下が懸念されているので、国会並びに政府におかれては、障害者自立支援法の円滑な運用を行うことを強く要望したく、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

なお、提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上でございます。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

質 疑

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第9号、議員提出議案第10号、議員提出議案第11号について質疑を行います。

順次、発言を許します。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討 論

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第 9 号、議員提出議案第 10 号、議員提出議案第 11 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ないようなので、これをもって討論を終結いたします。

採 決

議長（吉江守熙君） これより、議員提出議案第 9 号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書、議員提出議案第 10 号 障害者自立支援法の円滑な運用を求める意見書、議員提出議案第 11 号 全国森林環境税の創設を求める意見書について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第 9 号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 10 号 障害者自立支援法の円滑な運用を求める意見書について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 11 号 全国森林環境税の創設を求める意見書について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（吉江守熙君） 次に、議会運営委員会、総務産業委員会、民生教育委員会から、朝日町議会会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付した閉会中の継続審査の申し出一覧表の

とおり申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の件は、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

閉会中継続審査の件

議長（吉江守熙君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（吉江守熙君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長あいさつ

議長（吉江守熙君） 次に、町長からあいさつがあります。

町長。

町長（魚津龍一君） 去る12月7日から第6回朝日町議会定例会を開催いたしました。きょうまで議員各位とともに真剣に議論をしてみたいと、かように考えます。提案いたしました議案につきましては、すべて議決をいただきまして、ありがとうございました。特に富山県後期高齢者医療広域連合の設置の件につきましては、国の法律のもとに地方六団体がいかにすべきかという考え方の中から、都道府県知事はチェックをする立場から離れるということをごさいますして、私ども富山県内15市町村がそれぞれ創意工夫をしながら、それぞれの議会で議決を賜る努力をしておるところであります。

正直申し上げまして、先行き不透明で心配するところがあるのですが、広域連合でございますので、創意工夫をしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。来月の15日ごろには、県知事さんのほうから設置許可が下りるといふふうに相成っております。その後に、それぞれ広域連合の議員を選出するための手続に入るわけをごさいますして、当町に課された議員定数は1名でございます。この問題につきましても、議員各位ともご相

談をさせていただきたいというふうに考えております。ひょっとすれば、2月に臨時議会を開催いたしまして、富山県後期高齢者医療広域連合の議員の選出をするための手続をしなくてはならないというふうに理解をしております。

もう1つは、時宜を得て、全国森林環境税の創設を求める意見書を採択していただきまして、ありがとうございました。

この問題は、地球温暖化防止にかかりまして、京都議定書の議決が日本の国、京都で行われたわけでありまして、その我が国に課せられたCO2削減目標が6%でございまして、この問題につきましては、なかなか国のほうが進まないとは私は理解をしております。

くしくも私が林政審議会の委員の中で、林業白書の中で環境税を打ち出す、起債をすべきだという話をいたしました。林政審議会の中には大手製紙会社の社長さんもおられまして、なかなか合意が得られない状況であるわけでありまして、しかしながら全国の市町村がそれぞれ全国森林環境税の創設を求める運動をするということが今月の中旬に決まったわけでありまして、そういう意味では、我が朝日町にとりまして、森林が吸収する3.8%をどうするかということ森林整備計画などで変えていかななくてはならないと思っております。

ただ、先般、富山県の総合計画につきまして、新川広域圏内の首長が知事さんとお話しいたしましたときにも、不在者地主をどうするかというのが一番大きな問題に相成るわけでありまして、これから市町村にとって、不在者地主に対する研究をしていかななくてはならないだろうというふうに考えておるわけでありまして。

とにかく、議員各位も骨太2006というのが決まったというのはご存じだと思いますが、財務省の顧問、いわゆる事務次官を2年間務められた方がちょうど私と同じ昭和22年生まれでございまして、先般お会いすることがあっていろいろと話を聞きましたら、その骨太2006、つまり小泉総理がつくられた骨太二〇〇何とかがというのはずっと継承していくということがあります。これは、少子高齢化が急速に日本を取り巻いているのは事実でありまして、そんなことからいたしますと、それぞれの大きな問題が今後とも発生してくるのではないかなというふうに考えております。

12月7日に地方分権法が国会で可決されたわけでありまして、7名委員が選出されるそうでありまして、その中に3名、地方六団体の意見を求める委員をお願いしておるわけでありまして、これも全く先が不透明であります。

そういう中で平成19年度の税に関する方向も出たわけでありまして、それらを一日も早く情報を入手しながら、平成19年の事業等に取り組んでまいりたいというふうに考えていま

す。

1月4日に恒例の賀詞交歓会をやります。議員各位にもご案内を申し上げますのでありますので、昨年から比べますと若干会費が高くなっておりますが、これも収入と支出のバランスを考えた中で負担を少しいただくことに相成ろうかと思っておりますが、よろしく願いを申し上げます。

あと残りわずかで新しい年を迎えるわけでありまして、議員各位におかれましても、健康に留意されまして新しい年を迎えていただきますように心から願って閉会の言葉にかえます。

ありがとうございました。

議長（吉江守熙君） どうもご苦労さまでした。

閉会の宣告

議長（吉江守熙君） 以上をもって、平成18年第6回朝日町議会定例会における審査は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、長期間にわたり、終始熱心に諸案件の審議に当たられ、かつ議会運営に格段のご協力を賜りましたことに対し、心から感謝を申し上げます。

また、当局におかれましては、誠意をもって答弁に当たられ、まことにありがとうございました。

これをもって、平成18年第6回朝日町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、どうもご苦労さまでした。

（午前10時43分）